

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規      ■ 再提案 (R2・8・20 第147回総会; 長野市ほか12市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <b>■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの</b> <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <b>■ 社会環境</b> <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<b>■ 国</b> 担当省庁 環境省、財務省 <b>■ 県</b> 担当部局 環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	17 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、ごみ焼却施設、最終処分場、し尿処理施設など市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。</p> <p>また、全ての廃棄物処理施設の整備に係る用地費や解体撤去工事費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分についても交付対象とするとともに、住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。</li> <li>・廃棄物処理施設の整備には複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。</li> <li>・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。</li> <li>・最終処分場などの一部の施設整備に掛かる用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっていない。</li> <li>・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等、多額な費用が必要となるが、交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、また、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定され、市町村の財政負担が大きい。</li> <li>・ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るために、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。</li> </ul>		

提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。</li> </ul>
現況及び課題等	<p><b>【長野市、長野広域連合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長野広域連合が整備するごみ焼却施設の稼働により、長野市では、平成30年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手している。(平成30年度：実施設計、令和元・2年度：焼却炉解体・ストックヤード建設、交付金の令和2年度当初内示額は要望額の100.0%)</li> <li>長野広域連合が整備するごみ処理施設は、長野市に整備した焼却施設が本稼働し、須坂市に整備した最終処分場が運用を開始している。千曲市に整備している焼却施設は現在も建設中であるため、事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。</li> <li>施設整備に当たっては、整備する地域に協力を要請してからその地域の住民の同意が得られるまでに、約7年にわたり、その地域の住民との協議や説明会の開催等、多大な労力を費やした。</li> <li>最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分及び既存施設の解体撤去工事費並びに周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。</li> <li>新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。</li> </ul> <p><b>【松塩地区広域施設組合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成30年度にごみ焼却炉改良事業を含む整備事業を完了し、施設の延命化を図ってきた。</li> <li>根幹であるごみ焼却施設は令和11年度（2029年度）を目標に新ごみ処理施設への移行に向けて新たな建設設計画の策定を進めている。新施設の建設には建設候補地の策定、地域住民の同意、理解と協力が不可欠で、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に用地取得の費用、旧施設の解体撤去費用、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。</li> </ul>

### 【上田市、東御市、上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、住民理解を得るために周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、要領改正後も交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。
- ・東御市では生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働を開始し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。

### 【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。
- ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、令和3年度から焼却施設を解体し跡地に新たなリサイクル施設の建設を予定しており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、現時点では、解体の目途が立たない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても交付金の対象とすることを要望する。

**【茅野市、諏訪南行政組合】**

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場及びリサイクルセンターの整備を共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・諏訪南行政事務組合では、組合内にある3か所の処理施設（茅野市不燃物処理場、茅野市古紙類梱包施設、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、令和3年度から新たなりサイクルセンターを稼働する予定で整備を進めている。施設整備後は、現存の処理施設が不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となる。
- ・平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンター整備後に最終処分場の整備を予定している。

**【佐久市、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、川西保健衛生施設組合】**

- ・老朽化した2つの既存ごみ焼却施設を統合した新施設「佐久平クリーンセンター」の整備が完了したことに伴い、既存2施設の解体工事を予定しているが、要領改正後も条件に合わない1つの施設は交付金の対象とならず、多額の工事費すべてを一般財源で賄わなければならないことから、全ての廃棄物処理施設の解体工事に対して交付金の対象とするよう要望する。
- ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となるが、この費用については交付金の対象外であるため、交付金の対象とするよう要望する。

**【穂高広域施設組合】**

- ・穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和3年2月に竣工し本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めが必要であるが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。交付金対象要件の緩和を強く要望するとともに、さらには交付金を削減することなく交付していくだくよう要望する。